

財政状況等一覧表（平成20年度決算）

(単位:百万円)

団体名 鴨川市

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
5,250	3,483	377	9,110

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等か らの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	15,538	14,711	827	731	115	16,797	
一般会計等	15,263	14,436	827	731		16,797	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不 足額(実質収支)	他会計等か らの繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等繰入見込額	備考
水道事業会計	1,297	1,229	67	1,385	20	6,213	193	法適用
病院事業会計	705	671	34	249	15	39	27	法適用
国民健康保険特別会計	4,579	4,255	324	324	258	-	-	
老人保健特別会計	539	396	143	143	33	-	-	
介護保険特別会計	3,185	3,098	87	87	607	-	-	
後期高齢者医療特別会計	371	364	7	7	102	-	-	
公営企業会計等 計				2,195		6,252	220	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不 足額(実質収支)	他会計等か らの繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等負担見込額	備考
安房部市広域市町村圏事務組合(一般会計)	3,021	2,912	109	94	-	237	75	
鴨川市南房総市環境衛生組合(一般会計)	258	230	28	28	-	293	146	
千葉県市町村総合事務組合(一般会計)	35,278	34,523	755	755	1,920	-	-	
千葉県市町村総合事務組合(千葉県自治体管理運営特別会計)	259	212	48	48	-	-	-	
千葉県市町村総合事務組合(千葉県自治体センター特別会計)	148	141	6	6	33	-	-	
千葉県市町村総合事務組合(千葉県市町村交通運営内訳特別会計)	165	144	21	21	28	-	-	
千葉県後期高齢者医療広域連合(一般会計)	4,171	3,874	297	297	20	-	-	
千葉県後期高齢者医療広域連合(後期高齢者医療特別会計)	324,339	315,131	9,208	9,208	2,093	-	-	
南房総広域水道企業団(水道用供給事業)	3,270	2,865	405	2,461	-	6,706	74	法適用
一部事務組合等 計				12,918		7,236	295	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体か らの出資金	当該団体か らの補助金	当該団体か らの貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
鴨川市開発公社	34	123	2	15	-	-	3,501	344	
鴨川マリン開発	0	37	15	-	-	-	-	-	
地方公社・第三セクター等 計			17	15	-	-	3,501	344	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	1,327	1,558	231
減債基金	400	400	0
その他充当可能基金	1,603	1,477	△ 126
充当可能基金 計	3,330	3,435	105

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	8.92	8.02	△ 0.90	△ 13.50	△ 20.00	水道事業会計	-	-	-
連結実質赤字比率	32.81	32.12	△ 0.69	△ 18.50	△ 40.00	病院事業会計	-	-	-
実質公債費比率	16.0	15.6	△ 0.4	25.0	35.0				
将来負担比率	174.1	160.3	△ 13.8	350.0					
財政力指数	0.59	0.59	0.0						
経常収支比率	93.7	90.2	△ 3.5						

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△～)で表示している。
 2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。